

重要通信の高度化の在り方に関する研究会（第6回）議事要旨

1 日 時 平成20年2月26日（火）16時00分～17時50分

2 場 所 総務省 8階 第1特別会議室

3 出席者

（1）構成員（五十音順、敬称略）

相田 仁（座長）、大森 慎吾（代理：岡田 和則）、冲中 秀夫、
坂田 紳一郎（代理：上村 彰）、佐藤 貞弘、資宗 克行（代理：清水 博一）、
高橋 伸子、土森 紀之（代理：井手 正広）、徳広 清志、中村 功（座長代理）、
西尾 裕一郎、平澤 弘樹、福田 健介、山口 舜三（代理：吉田 光男）、
横井 正紀、吉村 辰久（代理：岡 政秀）、吉室 誠

（2）オブザーバ（敬称略）

仲伏 達雄（内閣官房）、苑田 洋史（内閣府）、渋谷 豊（警察庁）、
安部 真（警察庁）、齋藤 賢一（警察庁）、田中 良斉（代理：櫻井 久也）（消防庁）、
芦屋 秀幸（国土交通省）、高橋 政則（気象庁）、藤本 裕之（海上保安庁）、
吉田 貴志（防衛省）

（3）説明者（敬称略）

小濱 剛孝（株式会社NTTファシリティーズ）

（4）総務省

武内 電気通信事業部長、竹内 電気通信技術システム課長、
菱沼 安全・信頼性対策室長、山下 電気通信技術システム課課長補佐、
中村 移動通信課課長補佐、村上 重要無線室課長補佐、
渡辺 電気通信技術システム課主査

4 議 題

（1）プレゼンテーション

（2）論点整理

（3）その他

5 議事要旨

【プレゼンテーション】

J S A T株式会社の西尾構成員より、「V S A Tアプリケーションの稼働率について」
（資料6 - 1）に基づき説明。

事務局より、「重要通信を行う機関への追加要望機関への質問と回答」（資料6 - 2）に

基づき説明。

株式会社NTTファシリティーズの小濱様より、「NGN時代における停電対策～ライフラインの確保に向けて～」(資料6-3)に基づき説明。

株式会社野村総合研究所の横井構成員より、「海外における重要通信の確保について～追加調査事項のご報告～」(資料6-4)に基づき説明。

独立行政法人情報通信研究機構の大森構成員代理の岡田様より、「通信時間制限についての補足説明～発信規制と通信時間制限の組合せ～」(資料6-5)に基づき説明。

資料6-1から資料6-4にかかる質疑応答における発言はなし。

資料6-5にかかる質疑応答における主な発言は以下のとおり。

- ・ 通信事業者において、保留時間が実際にどのくらいかというデータはあるか。
災害時は輻輳で交換機的能力を最大限に使っている状態であり、交換機での保留時間(通話時間)を測定している余裕はなく、そういったデータはない。緊急呼での保留時間については、緊急通報機関が保持しているのではないか。
- ・ 災害時には、多くの人がパニックになるので保留時間が長くなる可能性はある。
- ・ 通信制限時間は一般呼について制限すべきで、緊急通報については制限できないのではないか。
- ・ 「交換機容量以内での制御にする必要有り」とあるが、緊急呼を優先的に接続するといったことは接続を確立するまでの間に識別しており、呼を接続した後は識別しておらず交換機は休んでいる状態にある。そこに新たな処理を追加することは、処理能力の点から難しいのではないか。
- ・ 通信時間制限については、端末側で時間を計測して自動的に切断する機能を導入すれば、交換機に負荷をかけずに済むのではないか。
優先電話や緊急呼の場合に切断しないような機能を発信側につけるだけでなく、受信側も相手が優先端末等でないかを見分けて切断しないといった機能をつける必要があり、端末だけで実装するのは難しいのではないか。
通信時間制限機能を載せた端末をどう普及させるのかといった問題がある。

【論点整理】

事務局より、「論点整理(案)に対するコメントと対応」(資料6-6)及び「重要通信の高度化の在り方に関する論点整理(案)」(資料6-7)に基づき説明。

質疑応答における主な発言は以下のとおり。

- ・ 資料6-7のP26の通信時間制限について「緊急通報を除く」とあるが、これでは緊急通報受理機関あての緊急通報のみ通信時間制限から除外され、緊急通報機関側からの発信は通信時間制限から除外されない。自営通信網が通信不能や輻輳した場合等に電気通信事業者網を使用するが、緊急通報受理機関が電話で指示をしている最中に突然切断されるという状況は問題ではないか。
緊急通報そのものは代替手段が全く無く、国民の生命・身体の保護に直結するため、通

信時間制限が難しいという意図。その上で、通信時間制限の対象から緊急通報受理機関を外すかどうかについては、他の重要通信を行う機関と同様に考え、重要通信を行う機関は一斉に通信時間制限の対象外とするか、それとも重要通信を行う機関でも通信時間を制限する機関と制限しない機関を定めるのか、今後の議論と考える。

指定機関であっても端末が全て優先電話になっているわけではないので、通信時間が制限されるものと、制限されないものという区別があってもよいのではないかと。また、緊急通報自体は、優先端末の欄でなく、一般端末の欄ではないかと。

- ・ 優先電話については、人命救助等に支障が及ばないように設定しているものと理解している。人命救助等に支障がないように、機関の見直しや通信時間制限を検討するということであろうが、現在行っていることができなくなるような、本末転倒にならないようにしてほしい。

- ・ 以前の研究会において、市町村から地震計のデータを送るために電話回線を用いているとあったが、通信時間を制限されると問題となる。今後、通信時間制限の制限時間を決める際には留意してほしい。そもそも輻輳を避けるための通信時間制限だが、必要な通信が制限されるような事態は避けてほしい。

参考として、地震計のデータ伝送にどの程度の時間がかかるかご教授願いたい。また、現在は音声のみの優先通信を扱っているが、データ伝送や専用線で優先的取扱いが実現できれば、通信時間制限は回避できるのではないかと。

モデム経由で音声伝送の中でデータを送信しているのは、市町村の判断なので、その部分を変更する点は議論が必要となる。

- ・ 通信時間制限を行う、社会的なメリットとデメリットについて、可能性や危険性などを留意書きしてほしい。また、優先電話のクラス分けと連携して議論を進めないで混乱する恐れがある。

- ・ 資料6 - 7のP7について、電子メール、データ通信、携帯電話メールのうちどの話をしているのか曖昧。「ネットワーク『上で展開できるサービス』」など、ネットワークではなくサービスとして捉えないと誤解が生じるのではないかと。

P7はニーズと実現可能性を書いているが、ニーズを書き過ぎた点があるので、実現可能性との整合性をとっていきたい。これまでは音声のみについて優先的取扱いを検討してきたが、将来的にデータ伝送に対象を広げられないかという考えが基本にあり、ニーズにあるようなサービスをインターネットで実現しようとしても難しいが、管理されたネットワークならば検討の余地があるのではないかと。

- ・ 資料6 - 7のP68で「市町村による住所表示変更内容の情報の開示」とあるが、市町村の独自判断であるため、事業者が必要性を説明しなければならないということか。総務省から働きかけることはできないのか。

働きかけもしているが、地方自治を尊重するという立場もある。法律上、区画整理情報は関係人と関係行政機関に情報提供されるものであり、警察や消防には通知されるが、

電気通信事業者には通知されない場合がある。

- ・ 資料 6 - 7 の P 4 9 で「トータルで最適な UPS の検討」とあるが、UPS の責任だけでなく、端末側も省電力化したり、不要な機能を切り捨てた停電時モードを実装したり、といった努力も必要ではないか。
- ・ 資料 6 - 7 の P 3 0 の呼数と呼量の関係において、トラヒックの範囲を正方形で書いているが、呼数の能力にマージンを持たせているはずで、もう少し横長にならないのか。最繁時のトラヒック想定でシステム設計をするために、トラヒックの保留時間に対して正方形となる形が最適設計であり、横長になることはない。
災害時の保留時間は平時の保留時間より長くなると考えられるので、平時のトラヒックを延長した直線にはならないのではないかと。また通話時間制限を実施すれば、交換機に余計な処理も必要になるであろうし、100万という呼処理能力は実現できないかもしれない。関係図はイメージ図と考えた方がよい。

【その他】

相田座長より、論点整理（案）は次回の研究会で報告書（案）として文書の形で取りまとめるもので、修正意見等については2月29日（金）までに事務局まで連絡頂きたい旨の発言。

次回は論点整理を報告書

第7回会合は3月27日（木）16時30分からを予定。場所など詳細については後日連絡。

（以上）